

---

平成29年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

平成29年3月9日 (木曜日)

---

**議事日程 (第2号)**

平成29年3月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 平成28年度築上町一般会計補正予算 (第9号) について
- 日程第2 議案第2号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第3 議案第3号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号) について
- 日程第4 議案第4号 平成29年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第5号 平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成29年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成29年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成29年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第13 議案第13号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定について

- 日程第21 議案第21号 築上町特定環境保全公共下水道事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第23 議案第23号 豊前広域環境施設組合を組織する市町数の減少に伴う財産処分について
- 日程第24 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第31号 町道路線の変更について
- 日程第22 議案第32号 築上町教育委員会教育長の任命について
- 日程第33 議案第33号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第34号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第35 議案第35号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第36 議案第36号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第37 議案第37号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第38 議案第38号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第39 議案第39号 人権擁護委員の推薦について  
(追加分)
- 日程第40 議案第40号 平成28年度築上町一般会計補正予算(第10号)について
- 日程第41 議案第41号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第42 議案第42号 第2次築上町総合計画の基本構想について
- 日程第43 発議第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議(案)について
- 日程第44 意見書案第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書(案)について
- 日程第45 意見書案第2号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書(案)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成28年度築上町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第2 議案第2号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第3号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第4 議案第4号 平成29年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第5号 平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成29年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成29年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成29年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第13 議案第13号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町特定環境保全公共下水道事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第23 議案第23号 豊前広域環境施設組合を組織する市町数の減少に伴う財産処分について

- 日程第24 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第31号 町道路線の変更について
- 日程第22 議案第32号 築上町教育委員会教育長の任命について
- 日程第33 議案第33号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第34号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第35 議案第35号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第36 議案第36号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第37 議案第37号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第38 議案第38号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第39 議案第39号 人権擁護委員の推薦について
- (追加分)
- 日程第40 議案第40号 平成28年度築上町一般会計補正予算(第10号)について
- 日程第41 議案第41号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第42 議案第42号 第2次築上町総合計画の基本構想について
- 日程第43 発議第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議(案)について
- 日程第44 意見書案第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書(案)について
- 日程第45 意見書案第2号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書(案)について

---

**出席議員(14名)**

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小林 和政君 | 2番 宗 晶子君  |
| 3番 宮下 久雄君 | 4番 有永 義正君 |
| 5番 信田 博見君 | 6番 鞆野 希昭君 |
| 7番 池亀 豊君  | 8番 工藤 久司君 |

9番 丸山 年弘君  
11番 吉元 成一君  
13番 武道 修司君  
10番 田原 宗憲君  
12番 塩田 文男君  
14番 田村 兼光君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君  
係長 脇山千賀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君  
教育長 …………… 亀田 俊隆君  
会計管理者兼会計課長 …………… 神崎 博子君  
総務課長 …………… 八野 繁博君 財政課長 …………… 元島 信一君  
企画振興課長 …………… 江本 俊一君 人権課長 …………… 武道 博君  
税務課長 …………… 江本昭二郎君 住民課長 …………… 加藤 秀隆君  
福祉課長 …………… 椎野 満博君 産業課長兼農委局長 …… 今富 義昭君  
建設課長 …………… 平尾 達弥君 都市政策課長 …………… 竹本 信力君  
上水道課長 …………… 加來 泰君 下水道課長 …………… 吉留梯一郎君  
総合管理課長 …………… 永野 賀子君 環境課長 …………… 長部 仁志君  
商工課長 …………… 野正 修司君 学校教育課長 …………… 繁永 和博君  
生涯学習課長 …………… 柿本直保美君 監査事務局長 …………… 石井 紫君

---

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ただいまから議事に入ります。

---

日程第1. 議案第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第1号平成28年度築上町一般会計補正予算（第9号）

についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） おはようございます。

一般会計補正予算について、7ページの14款1項教育使用料の旧蔵内邸入場料が、400万減額補正されております。この400万円、なぜ減額したのかの理由をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 柿本生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本直保美君） おはようございます。生涯学習課、柿本でございます。

当初、開館時の3万人で計算をしておりましたが、入館者が現在のところ2万人を切る状態でありましたので、現状に応じて減額補正とさせていただきました。

○議長（田村 兼光君） いいですか。

○議員（8番 工藤 久司君） 議長、済みません。これ所管でしたので、また所管の中でもう少し詳しく聞きます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は厚生文教、総務産業建設のそれぞれの常任委員会に付託します。

---

## 日程第2. 議案第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第2号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

## 日程第3. 議案第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第3号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第4. 議案第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第4号平成29年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） おはようございます。

予算書ページ数で63ページの庁舎建設事業費の中の、移転関連補償費の約3億円の金額です。この中の金額、移転補償ですね、これ営業補償とか建物とか土地とか、まあいろいろとあると思うんですが、どの範囲がこの中に入っているのかを教えてくださいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課、元島でございます。御質問についてお答え申し上げます。

移転補償費につきましては、建物移転の補償、工作物の移転補償、機械工作物の移転補償、営業補償、移転補償費の雑費等の金額を総額の2分の1、半分を計上させていただいております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） そしたら土地代はこの中に入っていないということでもいいんですかね。2分の1ということは、総額幾らになるのか。それと、土地代を含めると想定として、幾らぐらいの金額になるのかを教えてくださいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課、元島でございます。

補償費の総額につきましては、6億567万円を概算で想定をしております。また、土地の金額につきましては、1億7,480万円を想定をしております。なお予算書の10ページのほうに、土地代の1億7,480万円と、先ほど申し上げました補償費の残りの2分の1を債務負担行為として、4億7,763万5,000円計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 私も同じ件について、少しお尋ねしたいんですが。この移転の補償の対象になっておるのはどこですか。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課、元島でございます。

移転の補償の対象になっている物件につきましては、福岡京築農業協同組合の椎田支店の支店と斎場、それにアグリセンター、隣の倉庫、そして川をまたぎまして農協が所有しています婦人

の家を想定をしております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） この予算書に、基本設計も同時に上がってます。ということは、その場所に庁舎を移転して建てるという意思決定もなされておるといことだろうと思うんですが、この決定をなされた経緯及びどのような議論されて、どのように決定されたのか、これちょっと教えていただきたいんですよ。というのは、私らはこの件に関しては、全く聞いたことがないわけですよ。初めてこれで知ったわけですよ。わからない状態のまま、もしこの議案が通ることによって恐らく最終的に建つまで行ってしまうと思うんですよ、築城中学の例と同じようにね。ですから、その経緯を少し説明していただきたい。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 経緯につきましては、町長のほうが先般の一般質問等で、庁舎の建設につきましては椎田駅周辺等ということで、農協の土地を含め、今の現在の土地を含めて、そのほうで建設を行いたいという旨の答弁をいたしております。その関係で、庁舎の土地につきましては、庁舎内のほうの検討委員会のほうで、農協の土地もしくは現庁舎ということで、決定をいたしたところでございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。（発言する者あり）わかっちゃう。（発言する者あり）それはわかっちゃう。

○議員（1番 小林 和政君） 3回目でございますので、別のもう一件ありますので、その件についてお尋ねします。

145ページの広域圏の消防本部への本年度の負担金がほぼ例年どおりの数字で上がっていると思うんですが、例の不祥事に対する築上町の対応は全く何もしておりません。町としては広域圏の事務組合消防本部のこの不祥事に対する対応、処理は適切なものであるという判断の上で、このように例年どおりの負担金の計上しておるものか、この点をお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 消防の負担金は、基本的には一部事務組合広域圏の消防のほうに本町は加盟をしております。そういう形の中で、平成29年度の消防事務に要する経費、これは必要不可欠でございます。そういう形の中でこの負担金を減らすとかいろんな形になれば、消防業務に支障が来たします。そういう形の中で、やはり住民の生命・財産を守るためには、この予算は負担金として出すべきだと、こういうふうなことで判断をしながら、一応予算計上をしておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。宗議員。



○議員（2番 宗 晶子君） おはようございます。企画課と都市計画課にお尋ねしたいと思  
います。企画課に2点、都市計画課に1点ございます。

まず、51ページの2款1項6目1節報酬費、少額ではございますが、総合計画策定委員報酬  
並びに総合戦略策定検討委員会委員報酬が、19万2,000円ずつ上がっております。前年度  
も同じ項目で、57万6,000円ずつ上がってたんですけども、もう策定できているはずな  
のに、なぜ策定委員会報酬がつくんでしょうか。そして、それが企画課に2点のお尋ねです。

そして都市計画課に138ページ、これは8款4項1目13節、こちらは都市計画の調査設計  
監理委託料2,700万円がでございます。そちらの用途について、お答えをお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課、江本でございます。

先ほどの宗議員の御質問の企画費の報酬でございますが、総合計画策定委員報酬19万  
2,000円におきましては、ただいま本会議の議案に上がっております総合計画基本構想、そ  
して説明資料でございます基本計画までは策定ができておりますが、現在実施計画を策定中  
でございます。これについても、審議会の皆様の御意見をいただきたいと思ひまして、計上させて  
いただいております。

また、総合戦略策定委員会の報酬でございますけど、これにつきましては総合戦略につきまし  
ては、毎年計画の検証を行うことになっておりますので、その検証に伴う報酬でございます。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。ただいまの宗議員の御質問に  
お答えいたします。

138ページ、歳出の8款4項1目13節委託料の中の2,700万円、測量設計監理業務委  
託料として2,700万円を計上しておりますが、この内容につきましては、ただいま都市政策  
のほうで取り組んでおります椎田駅北口駅前広場整備に関する実施設計費と用地測量費でござい  
ます。それが2,000万円でございます、残りの700万円につきましては、町単独として  
その関連で、その周辺の駐輪場を含む防災安全交付金対象外に存在します駐輪場を含むところの  
調査費、あるいは補助調査等で合計で2,700万円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） ありがとうございます。

策定委員報酬についてはわかりましたが、総合戦略の有識者会議ですね、任期がこの3月いっ  
ぱいでございます。現在の有識者会議の皆様は一生懸命策定にかかわりましたが、その方々に一  
度も効果検証をしてもらわないまま、もう任期を迎えてお払い箱になってしまうのかどうか。で、

私は前回の議会のときに、企画課長に有識者会議は2月ぐらいには開催したいとの回答がございましたが、いまだに開催されていないままでございます。任期満了の有識者の方は、大変腹立たしく思っていますので、御意見を聞かせてくださいというのが一つ。

そして、都市政策課長にお尋ねします。28年度は6月補正で、先導的官民連携支援事業補助金を活用して、1,440万円が国から予算がつかえましたね。あと一般財源も入ったと思いますが、それとの今回の2,700万円との関連性ですね。多分同じような内容の事業ではなかったかと思っておりますので、関連性がありましたらその辺もお答えください。よろしいですか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。

先ほどの総合戦略策定委員の任期と検証のことでございますが、まず検証に対しまして、一応1月か2月にかけて検証したいと前回お答えしたところではございますが、今竹内邸と加速化交付金の事業がただいま終わったところでございますので、それも合わせて一度に検証したいということで、3月の21日に一応検証の会議を予定しております。

それと委員の任期につきましては、また継続して委員になっていただくよう進めているところでございます。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。

ただいまの議員さんの、前回の先導的官民連携支援事業でございますが、その分との関連はないのかという御質問でございました。基本的にはございません。官民連携支援事業につきましては、官民連携が可能かどうかを探るソフト事業の調査費ということで、実行させていただきました。この件につきましては、前議会でも御報告申し上げたとおり、前回は中間報告の段階でございましたが、今回は実績報告ということで、ただいま国土交通省総合政策局の部局におきまして、最終調整で今提出をしているところでございますので、この辺につきましても、最終的に実績報告書が固まりました暁には、議員の皆様にも御報告申し上げたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 総務管理費58ページの負担金補助及び交付金の負担金福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会負担金522万円について、これをインターネットで説明出しましたら、マイナンバー制度の本格運用開始を間近に控えた全国の地方公共団体では、情報セキュリティ対策の抜本的強化が喫緊の課題となっています、とあります。今までこのマイナンバーのいろんな予算は国からの交付事業でやっていたのが多かったと思うんですが、今までもこの一般財源から出してやってたことが今までもありましたでしょうか。今回は一般財源から出ている

んですが。

それと今度5月に、自治体が事業所に発送する特別徴収税額の決定変更通知書にマイナンバーを記載するよう国が指示が来ておるんですが、これを情報漏えいを防ぐために簡易書留にしますと、東京都中野区で約1,200万円、世田谷区で2,500万円の自治体の予算がかかると言われております。これからも一般財源からの出で、マイナンバーの費用を賄うような事例がこれから出てくるのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 今池亀議員の御質問でございます、先ほど負担金補助の福岡県自治体セキュリティ対策協議会負担金522万7,000円、この内容でございます。昨年度から国の指示があったネットワークの強靱化への対応策として、県が主導となりまして対策協議会を発足しております。これに対して、ほとんどの団体がその協議会に参加して、そのサービスを利用するための利用料として県のほうに負担金を支払うものでございます。これに参加しなければ、いろんな形で、単独でとかいう形になって莫大な費用がかさむもので、それを利用するための利用料として計上しております。

今まで単費でしたものがあるかということでございますけど、昨年度から強靱化に向けての分につきましては、国からの補助の定額のもの以外については、単費を投入して実施しております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） あのね、後になったけどね、大体本日は委員会が付託案件で、委員会において質疑するように申し合わせを行ってきちよるわけよ。するにしても、もう簡潔に短くして、後は委員会で徹底的にやるようお願い申し上げます。

ほかにございませんか。塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） ちょっと3点ほどあるんで、ページ数で行きます。

62ページ防災無線の点検委託料、これ説明では委託料、デジタル化となっております。測量と委託料のところちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。それから54ページ、出会い支援事業補助金とはこれはどこに補助金するのか、お尋ねします。それから53ページの駅前駐輪場整理業務委託料、これもどこに委託されるのか、内容ちょっと説明を3点お願いします。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 先ほど塩田議員の御質問の内容でございます。62ページの無線放送施設費の委託料648万円でございますけれども、これにつきましては、本町では旧椎田が平成10年、旧築城町が平成12年でアナログ系防災無線の整備を行っております。それぞれ合併後、それぞれの施工業者に保守点検を行いながら運用しておりますが、機器の老朽化、それと平成34年の11月末までに新スプリアス規格という総務省が発表してますけど、そこに対応する

ような整備をなささいということで指示がっております。それに向けて築上町の防災無線もデジタル化に向けて、そういう設計等を行っていく費用でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。

54ページの出会い支援事業補助金30万円の対象ということでございますが、これにつきましては婚活パーティー等町内の団体、これはもう規定しておりませんが、町内の団体が婚活パーティー等で結婚の出会い等支援をする事業を行う場合に、その一部を補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませぬか。江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課、江本でございます。

駅前駐輪場の管理に対しましては、昨年度からシルバー人材センターのほうに自転車の整理等を委託で行っているところでございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） 今の防災無線のデジタル化なんですけど、基本設計ちゅうことで、もうちょっと詳しくできませんか。切りかえてデジタルにするというところまではわかったんですが、各家庭の無線機のことを意味して言っているのか、そういう無線の発信基地を言っているのか、アナログからデジタル化になるとこういうことがあるという、そういう想定というか構想までやってるのか、ちょっとその辺まで詳しく、そこだけ聞いたら終わるんですけども。

それから駐輪場ですけども、誰の自転車を整備しているちゅうことですか。どこの駅でやってるんですか。それをお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。

駐輪場に関しましては、椎田駅については企画振興課の所管となっております、JRの利用者、今駐輪場を利用されている方の自転車の整理を行っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 総務課、八野でございます。

先ほどの塩田議員の御質問でございますけれども、このデジタル化に向けての設計の内容でございます。これにつきましては、今本庁舎にございます操作卓とか中継局、それとか各家庭にあります子機も含めた分の基本設計を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 先ほどの小林議員とちょっと重複するんですが、庁舎の建設の費用の問題ですが、この財務負担行為4億7,000万強の金額が出ているにもかかわらず、この説明が何もありませんね。数字の根拠とか、例えば課内でいろいろ調整をしたというけど、じゃあその議事録はどうか、もう数字だけがひとり歩きして行ってしまって、何かもうありきみたいな数字で非常に支所の問題等々もいろいろある中で、委員会とか立ち上げたのか、協議会立ち上げたのかというそういう問題も全然置き去りにされて、予算が上がってくることにしましては非常に不満であります。それは所管外ですので、また委員会できちっとします。

それと、先ほど消防の予算の2億6,000万の問題ですが、昨年よりも増額になってるんですね。単純に何で増額になったのかをお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 総務課、八野でございます。

内容としましては、1番に考えられるのが人件費、それとあと消防車とかそういう広域消防のほうには各機材とか機械とかございます、その保守点検費の増額とっております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 非常にまだ世間ではどうなったのかという注目をされている中で、増額になった理由が今みたいな曖昧な理由で増額を認めるのかということですよ。まだまだ事件は片づいてない中で、そういう思いがあります。それはまたやりましょう。で、別な件で143ページの土木費の中の住宅の解体撤去費が700万ほど上がっておりますが、補足資料にもちょっとなかったものですから、どこを解体して、その解体したところを今後どういう形で活用するのかをお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。

ただいまの町営住宅の解体費用700万円の予算計上でございますが、内訳としましては、これ全て老朽化した木造の町営住宅でございます。伝法寺団地が1棟、安武3A団地2棟、赤幡団地1棟、南別府団地1棟の計5棟分の700万円でございます。解体後は更地にいたしまして、御存知のように町営住宅はもう古くて駐車場の確保もできておりません。だから団地の皆さんの要望によっては、移転跡地、更地後の跡地を駐車場として利用していただく、そしてそれ以外駐車場が必要がないということにつきましては、町のほうで管理をしていくと、防草シートなり張って、その後の再利用につきましては今後の検討課題であろうと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） では3回目ですので、解体も産建におったところにいろいろ見に行くと、歯抜けのように解体していつてるわけですよ。非常に経費もかかるだろうし、今駐車場の問題等々というのは当然わかると思うんですね。ですからそこをもう少しまとめて解体するような、住んでる方々に呼びかけをすとか、そういうふうにしていったほうが整理も早くいくし経費的にも安くなると思うんですよ。そのあたりを今後しっかり考えていただきたいと思ひますし、今現在歯抜けになるような解体をもう少しまとめてするようない取り組みをしているのかどうか、最後にお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

今工藤議員さんおっしゃるとおり、虫食い状態のように歯抜けのような形で、空いたところから順次解体をしております。町としましてもできるだけ効率よく経費がかからないような手法で、まとめてというふうにやりたいんですが、何分町営住宅につきましては御存知のとおり福祉目的で建てられておりますし、なおかつ高齢者が多いということで自治会長並びに管理人さん、あるいは以前からずっといらっしゃる入居者等にはその都度御相談をして、住みかわり等御相談をして、解体の町の趣旨を御理解いただくような話をさせていただいておりますが、なかなか移転までにはこぎつけない、もうこのままいさせていただきたいという方が大半でございますので、その辺のこともございますが、できるだけ議員さんのおっしゃるような形で効率よくできればいいんですが、何とかできそうなところからまたさらに説得等続けながら推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託します。

---

### 日程第5、議案第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第5号平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第6. 議案第6号**

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第6号平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第7. 議案第7号**

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第7号平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第8. 議案第8号**

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第8号平成29年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第9. 議案第9号**

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第9号平成29年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第10. 議案第10号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第10号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第11. 議案第11号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、議案第11号平成29年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第12. 議案第12号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、議案第12号平成29年度築上町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第13. 議案第13号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、議案第13号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 議案第14号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、議案第14号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第15. 議案第15号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、議案第15号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ちょっと文言の面で、これを見ると農業委員さんと最適化推進委員さんに能力給という言葉がある中で、予算の範囲内でたしか何百万か両方に上がってたと思うんですが、この遊休農地を活用した実績に基づいてというような説明というか、そうだったと思うんですが、これ誰が能力を見極めるような国の政策なのかを聞きたいのと、例えばいろんな築上町の地域の中で、特定の地域だけがそういう遊休農地を活用できた場合、全員が一律に能力給として支給を考えているのか、どういう性質のものなのかをお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） ただいまの工藤議員の御質問についてですが、この能力給に関しましては、中間管理機構を通じた農地集積の前年の率及び荒廃農地の減少率、これについて算出された数式によって交付金が別途出ます。成果における交付金という形で上がってきます。で、この分については農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、ともに等分で配分することになりますので、毎年額が変わってまいりますのでこういう表現の仕方になっております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） もう一度済みません、確認で、全体の中ではわかるんですよ、築上町でこれだけできたというのは。ただ地域によって農業委員さんもおるし推進委員さんもおるじゃないですか。その人たちに本当に何もしなくてもという言い方おかしいかもしれないが、一

律に能力給として支払われるものなのかをもう一度ちょっとお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 今工藤議員の御質問についてですが、この分については皆さん、年間を通じて活動していただきますので、その分については皆さん均等に配分したいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第16. 議案第16号**

○議長（田村 兼光君） 日程第16、議案第16号築上町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第17. 議案第17号**

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第17号築上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第18. 議案第18号**

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第18号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第19. 議案第19号**

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第19号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第20. 議案第20号**

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第20号築上町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第21. 議案第21号**

○議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第21号築上町特定環境保全公共下水道事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第22. 議案第22号**

○議長（田村 兼光君） 日程第22、議案第22号築上町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第23. 議案第23号**

○議長（田村 兼光君） 日程第23、議案第23号豊前広域環境施設組合を組織する市町数の減少に伴う財産処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第24. 議案第24号**

○議長（田村 兼光君） 日程第24、議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第25. 議案第25号**

○議長（田村 兼光君） 日程第25、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第26. 議案第26号**

○議長（田村 兼光君） 日程第26、議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第27. 議案第27号**

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第28. 議案第28号**

○議長（田村 兼光君） 日程第28、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第29. 議案第29号**

○議長（田村 兼光君） 日程第29、議案第29号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第30. 議案第30号**

○議長（田村 兼光君） 日程第30、議案第30号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第31. 議案第31号**

○議長（田村 兼光君） 日程第31、議案第31号町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

ここでちょうど一段落つききましたので、トイレ休憩をしたいと思います。開会は午前11時から。

午前10時46分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（田村 兼光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第32. 議案第32号**

**日程第33. 議案第33号**

**日程第34. 議案第34号**

**日程第35. 議案第35号**

**日程第36. 議案第36号**

**日程第37. 議案第37号**

**日程第38. 議案第38号**

**日程第39. 議案第39号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第32、議案第32号築上町教育委員会教育長の任命についてから、日程第39、議案第39号人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第39号までを、委員会付託を省略し、本日採決することに決定しました。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 1点お尋ねしたいんですが、人事案件ですから、個人の名前出

すわけですから、質疑でどういった人ですかということは聞けるとしても、討論とかはなかなか議員としてやりにくいと思うんですよ。だから、これから人事案件出すときは、きちっとした書類だけじゃなくて説明をする機会を僕は執行部が設けるべきだと思うんですが、今後そういう対応をしてもらえるようなことは議長のほうから申し込みできないんですか。

○議長（田村 兼光君） それは今度、議運の委員会のときにそういう話はやりましょう。

それでは、日程第32、議案第32号築上町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。本案は、築上町教育委員会教育長に亀田俊隆氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は14名です。

次に立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、本日提案の議案第32号から第39号の立会人に9番、丸山年弘議員、10番、田原宗憲議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入をしましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。



投票総数13票、有効投票13票、無効票投票零票。有効投票のうち、同意13票、不同意ゼロ。したがって、議案第32号の築上町教育委員会教育長に、亀田俊隆氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第33、**議案第33号**築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。本案は、築上町農業委員会に西田浩二氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入をしましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意13票、不同意ゼロ。したがって、議案第33号の築上町農業委員会委員に、西田浩二氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第34、**議案第34号**人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本案は人権擁護委員に吉留平治氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

それでは、投票箱の点検を願います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたい



もの、あるいは白票は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 投票用紙をもらったら、記入してください。記入を終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、適任7票、不適任6票。よって議案第34号の人権擁護委員に吉留平治氏を推薦することについては、適任とすることに決定しました。

日程第35、議案第35号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本案は人権擁護委員に安田美鈴氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白票は不適任とします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票をお願いします。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。

ロ。有効投票のうち、適任13票、不適任ゼロ。よって、議案第35号の人権擁護委員に安田美鈴氏を推薦することについては、適任とすることに決定しました。

日程第36、議案第36号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本案は人権擁護委員に中村雅輝氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を決定いたしたいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入が終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、適任13票、不適任ゼロ。よって、議案第36号の人権擁護委員に中村雅輝氏を推薦することについては、適任とすることに決定しました。

日程第37、議案第37号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本案は人権擁護委員に久保孝吉氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、適任13票、不適任ゼロ。よって、議案第37号の人権擁護委員に久保孝吉氏を推薦することについては、適任とすることに決定しました。

日程第38、議案第38号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本案は人権擁護委員に白川恵美子氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を決定いたしたいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 後はもう同じような文ですので、割愛させていただきます。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、適任13票、不適任ゼロ。よって、議案第38号の人権擁護委員に白川恵美子氏を推薦することについては、適任とすることに決定しました。

日程第39、議案第39号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本案は人権擁護委員に大津郁美氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を決定いたしたいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 記入終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ。有効投票のうち、適任13票、不適任ゼロ。よって、議案第39号の人権擁護委員に大津郁美氏を推薦することについては、適任とすることに決定しました。

それでは議場の出入り口を開けてください。

〔議場開鎖〕

○議長（田村 兼光君） 先ほどより教育長に推薦されました亀田氏、前のほうで一言。

○教育長（亀田 俊隆君） 一言御挨拶を申し上げます。御承認いただきまして御礼申し上げます。

（ ）（拍手）

○議長（田村 兼光君） それでは、新たに農業委員会委員の任命に同意された西田浩二氏、並びに人権擁護委員の推薦に適任とされた大津郁美氏の紹介は、21日の本会議前に行います。

---

#### 日程第40、議案第40号

○議長（田村 兼光君） ここで、追加議案です。日程第40、議案第40号平成28年度築上町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 議案第40号平成28年度築上町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり提出する。平成29年3月9日、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第40号平成28年度築上町一般会計補正予算（第10号）でございますけれども、本予算案は一応水道会計の水道事業が統合いたしまして、今まで一般会計から

借り入れをして、これ過疎債を借りて水道会計のほうに補助しておりましたが、企業会計になったということで、この過疎事業債が適用ならず、水道事業債という形で、直接会計が借り入れをして償還をしていくという形になりまして、今回一般会計を1億4,111万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の一般会計予算を121億5,890万円と定めた形になるわけでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第41. 議案第41号

○議長（田村 兼光君） 日程第41、議案第41号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 議案第41号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。平成29年3月9日、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第41号は、平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。この議案は、前議案と関連いたしますけれども、一応水道会計の金額自体は移動ございませんが、他会計補助金ということで、一般会計補助金を減額いたしまして、企業債をこれを増額するというふうなことで、財源振替をさせていただいたものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議案となっています議案第41号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第42. 議案第42号

○議長（田村 兼光君） 日程第42、議案第42号第2次築上町総合計画の基本構想についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第42号第2次築上町総合計画の基本構想について、第2次築上町総合計画の基本構想を別紙のとおり定めるものとする。平成29年3月9日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第42号は、第2次築上町総合計画の基本構想についてでございます。築上町の平成29年度から10年間の総合的かつ計画的な行政運営を行うために、長期的な展望を指針したことを定めるものでございます。第2次総合計画を策定して、本計画の基本構想について、町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、答申が一応議会開会前であればよかったけれども、3月の7日の日に答申がありまして、（ ）の提案となりましたことをおわびを申し上げたいと思います。一応これが本議案の提出する理由でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） せっかくなつくっていただきました総合計画基本構想でございます。まずお聞きしたいのが、できあがったものに文句をつけるのは簡単なことでございますので、まずこれをつくるため苦労した点を伺いたいと思います。そして10年前につくったところと違う点、新たな点があれば、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。

苦労した点と申しますのは、今回の2次計画につきましては、職員、係長クラスから課長の本部会議まで、皆さん情報、認識を共通しまして、手づくりで考えてつくったところでございます。またその他、住民ワークショップまたアンケート等の反映についても、なるべく住民の御意見を反映させるべく、苦労と申しますか望んだところでございます。

それともう一つ、10年前と違う点でございますが、第1次総合計画につきましては、約100名の新会議委員さんにも審議していただいて、基本計画ではございますが、実施年度等を記入した実施計画的な計画になっておりますが、今回基本計画については、その基本の指針また方向性を定めて、実施計画のほうで実施事業のほうを上げるということで、そこの辺が異なっております。

また、第1次総合計画の期間中に、築上町だけではございませんが、全国的に人口減少の時代になっております。そこで堅持すべき人口についても、2万5,000から1万8,000というこ

とで修正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） ありがとうございます。今、実施計画についてお話していただいたんですけども、実施計画というのは、知識がなくて申しわけないんですが、いつまでにつくものなのでしょうか。御回答お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。

実施計画については、今企画振興課が事務局となって各課と調整しながら策定中でございますが、3月末までにはつくり上げたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） ありがとうございます。内容がある実施計画を望みたいところですが、このコンサルさんをお願いするときの特記仕様書、これは3月24日まで履行期限となっておりますので、そちらの期限のほうも気をつけつつ内容があって実りの多い実施計画を期待しております。

ありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託します。

---

#### 日程第43. 発議第1号

#### 日程第44. 意見書案第1号

#### 日程第45. 意見書案第2号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第43、発議第1号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議（案）についてから、日程第45、意見書案第2号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）についてまでを、会議規則第32条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって発議第1号から意見書案第2号までを一括議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。木部議会事務局長。

○事務局長（木部 英明君） **発議第1号**東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議案について、上記の決議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

**意見書案第1号**東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）について、上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

**意見書案第2号**東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）について、上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年3月9日、提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員吉元成一、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光の振興の経済効果向上に関する決議と意見書の提案理由を説明させていただきたいと思います。

まず、ちょっと少し流れを説明させていただきますが、発信源は築上町です。で、平成24年にみやこインターから椎田南インターまでの乗り降り自由ということで、当時の議会議員で決議をさせていただきました。それから近隣であるみやこ町、豊前市、上毛町、吉富町が平成26年に賛同いただきまして、議決をいたしました。そのときに、国土交通省また県知事、NEXCOに当初と同じ内容で各町によって距離は違いますが、意見書案と決議をさせていただいております。

それから昨年6月に行橋市も賛同して、行橋市議会も決議をいただきました。ことしの2月3日の日に、行橋から築上町、みやこ町、豊前市と上毛町、吉富で国土交通省、県知事それからNEXCOに陳情要望行ってまいりました。その中で県のほうから、高速道路対策室のほうから、ぜひ我々の、当時平成26年に新中津街道推進委員会という形で名目をつくったんですけども、この中津街道さんの意見書案について県も後押しをしたいということから、これは県と協議の上、今回この意見書と決議をさせていただいております。

よって、県のほうは4車線化に向けてという形で要望を今後していくという中で、私たちの意見書を後押しをしていきたいと。私たちの分は2番、3番のところにあたるんですけれども、今回苅田町も含めまして京築全部で、この同じ文面で3月議会に議案を提案しております。どう



か皆さん御理解いただきまして、御審議のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第1号から意見書案第2号までは、総務産業建設常任委員会に付託します。

これで議案質疑及び委員会付託を終了します。なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、あすの正午までに事務局に所定の様式で申し出てください。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で本日の日程は全て終了しました。これで散会します。

午前11時45分散会

---